

訪問看護ステーション レジハピ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 RHMが開設する訪問看護ステーションレジハピ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認められた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーション レジハピ
- 2 所在地 広島県広島市南区翠4丁目6-20

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	—	3名	10名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		—	2名	3名	—	
事務職員		—	—	—	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 3 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎 50円

3 死後の処置料は、20,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、広島市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1カ月以内

2 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社RHMsとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

「指定訪問看護」 重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 RHM's
代表者氏名	篠原 久恵
本社所在地	広島県広島市南区翠4丁目6-20
法人設立年月日	令和3年1月26日

2 ご契約者へ訪問看護サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション レジハピ
所在地	広島県広島市南区翠4丁目6-20
連絡先	082-505-2310
管理者名	篠原 久恵
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	346019113号
サービス提供地域	広島市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) サービス提供日時

平日	午前 9:00 ～ 午後 5:30
土曜日	午前 9:00 ～ 午後 5:30
定休日	日曜日・祝日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して

24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をいたします。

(3) 職員体制 (令和 6 年 6 月 1 日 現在)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1 名		1 名
看護職員	正看護師	3 名	10 名	13 名
リハビリ	理学療法士	2 名	3 名	5 名

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの内容

- ・健康状態の観察（血圧、脈拍、体温などの測定、病状のチェックなど）
- ・身体の保清（排泄、入浴の介助、清拭、洗髪など）
- ・医療的処置（在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブの管理、褥瘡の処理など）
- ・在宅リハビリテーション（手足の運動・拘縮予防など）
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・生活用具や在宅サービス利用に関する相談

5 利用料金

(1) 介護保険の利用料

- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料として介護保険法41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを受けるものとします。
- ・利用者は 訪問看護ステーション レジハピ（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要となった費用を支払うものとします。
- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、地域単位（1単位＝10.7円）を乗じた額の概ね1割または2割または3割です。ただし介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、基本料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、当該市町村窓口へ提出し、払い戻しを受けて下さい。
- ・要介護認定が未定の場合等、「償還払い」となる場合には、一旦利用者様が基本料金をお支払いください。

(3) 医療保険の利用料

・主治医により訪問看護が必要だと判断された利用者で、介護保険の対象外、末期の悪性腫瘍・難病・人工呼吸器などまたは、症状悪化により医師の特別指示がなされた場合医療保険による訪問看護を利用して頂けます。

利用料は健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合（1割～3割）により算定します。

・利用者は 訪問看護ステーション レジハピ（別紙）に定めた基本療養費、管理療養費、各種加算等の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

・生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。

(3) キャンセルについて

ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の訪問時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 支払方法

利用料金は、「自動引き落とし」とさせていただいておりますので、手続きをお願いいたします。

6 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③看護師などに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。
- ④サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承ください。
- ⑤看護師等が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用車の有する問題点や解決すべき個人情報等を医療従事者等と共有することがありますのでご了承ください。

7 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 082-505-2310

担当者：篠原 久恵

受付時間：平日：午前9：00～午後5：30 土曜：午前9：00～午後5：30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

8 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小に関わらず担当看護師か責任者にお尋ねください。

9 虐待防止

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

- ① 虐待防止責任者を選任しています。(虐待防止責任者 篠原 久恵)
- ② 苦情解決のための体制を設備しています。
- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に、医療従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

11 職員の感染予防の対応方法

サービス提供中に、針刺し・切創・粘膜曝露事故が発生した場合、職員の感染予防を目的として利用者の血液検査を行い、協力病院でカルテを作成し、1年間の血液保存を行います。検査費用は事業者が負担し、検査結果は後日報告します。

※検査項目：HIV HBV HCV AST ALT

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

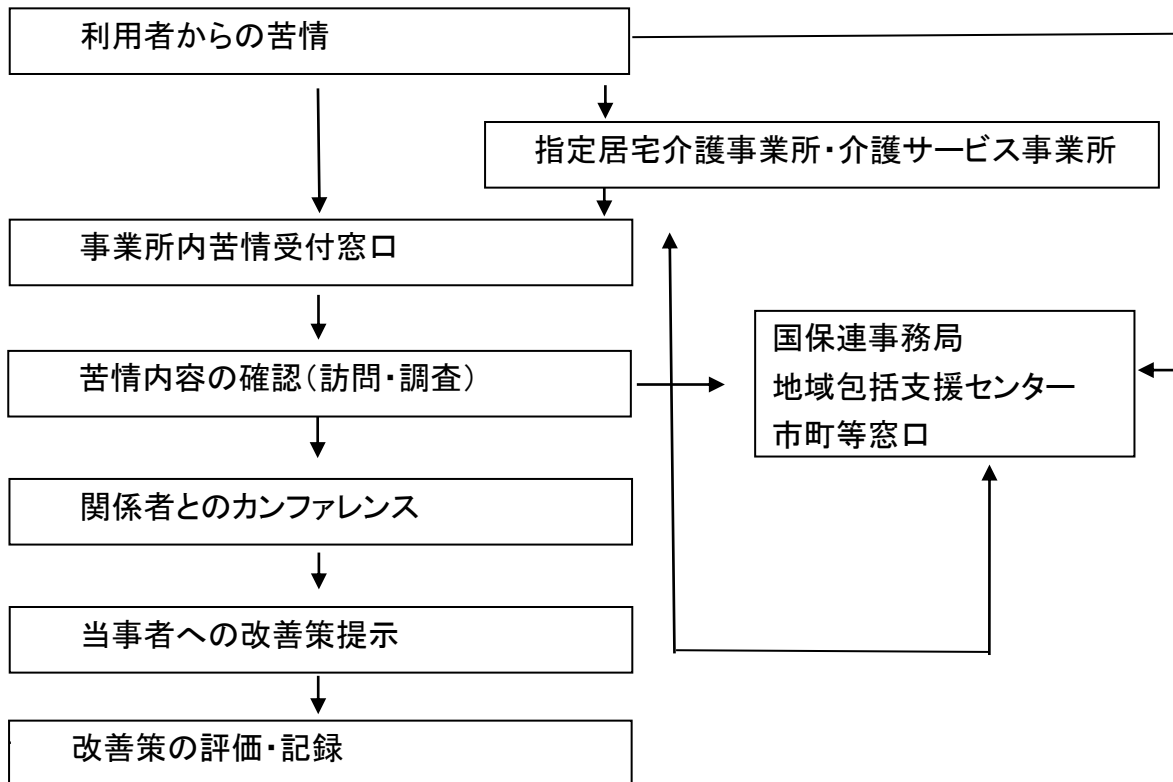
事業所名 訪問看護ステーション レジハビ

1.利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ①常設の窓口を事業所内に設置する。
- ②連絡先は訪問看護ステーションを窓口とし営業時間内とする。
- ③常勤の看護師を担当者として設置する。
- ④法人の代表を苦情解決責任者とする。

管理者 篠原 久恵 電話番号 082-505-2310

2.円滑かつ迅速に苦情処理を行う処理体制・手順



3.その他 参考事項

- * 広島県国民健康保険団体連合会 : 082-554-0783
- * 広島市役所介護保険課 : 082-504-2183
- * 南区役所福祉課高齢介護係 : 082-568-7732